

令和4年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和4年8月30日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	小菅	康子	2番	田中	陽介
3番	石川	恵美	4番	村田	弘行
5番	木下	伸一	6番	津村	俊二
7番	益川	教智	8番	東郷	克己
9番	服部	嘉雄	10番	奥山文市郎	
11番	山崎	有子	12番	山本	剛
13番	鈴木	市朗	14番	山崎	敦志
15番	橋	俊明	16番	岩井智恵子	
17番	稲垣	誠亮	18番	荒川	泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木	進	副市長	佐野	博之
教育長	西村	健	政策調整部長	赤坂	悦男
総務部長	川端	美香	市民部長	長尾	健治
健康福祉部長	吉田	和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中	源吾
健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施	篤志	市立野洲病院事務部長	武内	了恵
都市建設部長	三上	忠宏	環境経済部長	吉川	武克
教育部長	馬野	明	総務部次長	井狩	勝
会計管理者	田中	達男	広報秘書課長	江口	智紀
総務課長	山本	定亮	代表監査委員	久松	信治
監査委員事務局長	左橋	文男			

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤	総一郎	事務局次長	辻	昭典
------	----	-----	-------	---	----

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 6 9 号から議第 9 3 号まで一括上程

(令和 3 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他 2 4 件)

提案理由説明

第 4 決算特別委員会の設置及び委員の選任

諸般の報告 (決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告)

市長提出議案

議第 6 9 号 令和 3 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 0 号 令和 3 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

議第 7 1 号 令和 3 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議第 7 2 号 令和 3 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

議第 7 3 号 令和 3 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

議第 7 4 号 令和 3 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

議第 7 5 号 令和 3 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

議第 7 6 号 令和 3 年度野洲市水道事業会計決算の認定について

議第 7 7 号 令和 3 年度野洲市下水道事業会計決算の認定について

議第 7 8 号 令和 3 年度野洲市病院事業会計決算の認定について

議第 7 9 号 令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 9 号)

議第 8 0 号 令和 4 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

- 議第 8 1 号 令和 4 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 8 2 号 令和 4 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 8 3 号 令和 4 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 8 4 号 令和 4 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 8 5 号 令和 4 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 8 6 号 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 8 7 号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議第 8 8 号 野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議第 8 9 号 野洲市景観条例の一部を改正する条例
- 議第 9 0 号 工事請負契約について（市営住宅永原第 2 団地 4 号棟新築（建築主体）工事）
- 議第 9 1 号 令和 3 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第 9 2 号 令和 3 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第 9 3 号 令和 3 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（荒川泰宏君）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和 4 年第 5 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 8 人全員であります。

本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりです。

次に、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、第 3 1 期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表並びに第 3 2 期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務

諸表を配付とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の報告がそれぞれ市長から提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第5番、木下伸一議員、第6番、津村俊二議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(荒川泰宏君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの31日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月29日までの31日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、タブレットに掲載の会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長(荒川泰宏君) 日程第3、議第69号から議第93号まで、令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他24件を一括議題といたします。

遠藤事務局長が議案を朗読いたします。

遠藤局長。

○議会事務局長(遠藤総一郎君) 朗読いたします。

議第69号令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他決算認定9件。

議第79号令和4年度野洲市一般会計補正予算(第9号)他補正予算6件。

議第86号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例他条例改正3件。

議第90号工事請負契約について(市営住宅永原第2団地4号棟新築(建築主体)工事)他その他案件3件。

以上です。

○議長(荒川泰宏君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めま

す。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和4年第5回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。

本定例会におきましては、議案としまして、令和3年度決算の認定10件、補正予算7件、条例の改正4件、その他4件の合計25件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議第69号から議第78号までの令和3年度各会計決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、議第69号野洲市一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は256億7,100万3,808円、歳出決算額は246億9,589万8,871円で、歳入歳出差引額は9億7,510万4,937円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の2,795万2,000円を控除した実質収支額は9億4,715万2,937円となりました。

令和3年度一般会計決算の特徴を申し上げますと、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、国による緊急経済対策が実施され、前年度比較では減少するものの、非常に大型な決算規模となっております。

歳入では、個人市民税及び法人市民税が減少したものの、事業者の投資が堅調であったことから固定資産税が増収となり、市税全体としては微増となりました。また、寄附金については、返礼品を活用したふるさと納税を開始したところ大きな反響をいただき、大幅な増収となりました。ただ、歳入総額としては、令和2年度に実施した特別定額給付金事業の影響により国庫支出金が大幅に減少したことで減額となりました。

歳出では、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業により、中小、小規模事業者等への支援、生活困窮者支援などにポイントを置いた事業に取り組むとともに、子どもの通院医療費に係る福祉医療費助成対象を小学3年生までに拡充し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るなど、きめ細やかな施策を推進してきたところであります。

決算総額としては、前年度比で約38億1,556万円の増額となりました。

次に、議第70号野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入

決算額は49億460万9,420円、歳出決算額は48億718万121円で、歳入歳出差引額は9,742万9,299円となりました。

なお、歳出の保険給付費について、令和2年度決算において新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の受診控えから支出額が減少したものの、令和3年度においては、令和元年度以前の水準に戻った状況となっております。

次に、議第71号野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は6億6,268万8,770円、歳出決算額は6億4,572万5,468円で、歳入歳出差引額1,696万3,302円となりました。

なお、決算剰余金のうち、1,588万3,508円につきましては、令和4年度に繰り越して滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付すべき保険料相当額となっております。

次に、議第72号野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は45億9,986万9,353円、歳出決算額は42億5,197万303円で、歳入歳出差引額は3億4,789万9,050円となりました。

なお、決算剰余金のうち、1億4,515万2,000円については、国庫支出金負担金等の精算及び一般会計への繰り出しによる返還予定額となっております。

次に、議第73号野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は3,765万3,997円、歳出決算額は3,477万9,073円で、歳入歳出差引額は287万4,924円となりました。

次に、議第74号野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は5,554万603円、歳出決算額は5,441万207円で、歳入歳出差引額は113万396円となりました。

次に、議第75号野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は6億991万4,735円、歳出決算額は6億982万7,522円で、歳入歳出差引額は8万7,213円となりました。

次に、議第76号野洲市水道事業会計決算につきましては、まず収益的収入及び支出ですが、収入決算額が10億4,248万9,544円に対し、支出決算額が9億1,788万5,584円で、収支差引額は1億2,460万3,960円の黒字決算となりました。

独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努め、将来の更新需要に備えた堅実な経営によるものと見ています。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が4億4,834万9,800円に対し、支出決算額が7億7,482万2,215円で、不足額の3億2,647万2,415円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんをしたものです。

次に、議第77号野洲市下水道事業会計決算につきましては、まず収益的収入及び支出ですが、収入決算額が18億721万6,205円に対し、支出決算額が15億8,604万2,286円で、収支差引額は2億2,117万3,919円の黒字決算となりました。

水道事業と同様、独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努め、将来の更新需要に備えた堅実な経営によるものと見ています。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が2億3,070万5,900円に対し、支出決算額が8億3,662万6,069円で、不足額の6億592万169円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんをしたものです。

次に、議第78号野洲市病院事業会計決算につきましては、まず収益的収入及び支出ですが、収入決算額が43億8,774万1,173円に対し、支出決算額が31億2,480万7,138円で、収支差引額は12億6,293万4,035円の黒字決算となりました。

令和3年度においても、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、国県補助金を活用しながら、堅実な経営に努めたことが主な要因と見ています。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が5億1,256万9,000円に対し、支出決算額が5億6,054万9,037円で、不足額4,798万37円については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをしたものです。

以上、議第69号から議第78号までの令和3年度各会計決算の説明とさせていただきます。

次に、議第79号から議第85号までの令和4年度一般会計補正予算、特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議第79号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに18億1,564万3,000円を増額するものです。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、基金積立費について、令和3年度一般会計決算剰余金を地方財政法第7条第1項の規定に基づき2分の1以上、財政調整基金に積み立てるため、4億8,000万円を増額します。ふるさと納税推進事業費については、寄附額が当初予算計上額より大きく上回る見込みであることから、これに係る経費として2億9,030万円を増額します。

民生費では、コミュニティバス運行費について、市内路線バスの運行に係る燃料費高騰の負担軽減及び経営継続支援として500万円の追加を、児童対策推進事業費について、子ども・子育て支援交付金等の精算に伴う国庫支出金の返還金1,426万4,000円を追加します。

衛生費では、市立病院整備推進事業費について、市立野洲病院において現施設の改修工事等に係る出資金1,325万円の増額を、新型コロナワクチン接種事業について、この秋に想定される追加接種に係る経費1億6,578万8,000円を追加します。

農林水産業費では、農業及び水産業において燃料等の高騰に伴う対策費1,893万3,000円を追加します。

土木費では、道路新設改良工事費について、妙光寺地先の砂川廃川敷跡に計画する市道法線を確定するための設計委託料49万5,000円を追加します。

消防費では、避難所での感染症対策を講じるための備品購入費2,647万5,000円を計上します。

教育費では、小学校管理運営費及び中学校管理運営費において特別支援教室の設置費用として2,630万6,000円を、なかよし交流館管理運営費について、障がいのある方が主体的に運動、スポーツに取り組めるよう、スポーツ用具の購入費用として162万3,000円を計上します。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

地方交付税については、普通交付税の算定結果に基づいて、2億770万2,000円を増額します。

分担金及び負担金については、コロナ禍の物価高騰により家計に影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食の無償化事業の実施に伴う保護者負担金1億1,043万6,000円を減額します。

国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,933万9,000円を増額します。

県支出金については、農業用燃油等高騰対策緊急支援事業費補助金1,893万3,000円を計上します。

寄附金については、ふるさと納税によるまちづくり寄附金6億円を増額します。

繰入金については、令和3年度の特別会計への繰出金額の確定により、精算額として国民健康保険事業特別会計から268万7,000円、介護保険事業特別会計から1億645万8,000円、後期高齢者医療保険事業特別会計から107万9,000円の繰入れを追加します。

市債については、普通交付税の算定結果に基づき臨時財政対策債の発行額について、6,640万7,000円を減額します。

繰越金では、今回の補正に係る収支調整額として6億7,690万3,000円を増額します。

次に、議第80号令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに8,304万1,000円を追加するものです。

補正の主な内容としましては、歳入では、県補助金の保険給付費等交付金交付を51万1,000円、制度改正に伴うシステム改修費の財政支援として特別調整交付金を49万5,000円、令和3年度の決算剰余金のうち、5,652万円を追加するほか、令和3年度滋賀県国保保険給付費等交付金の精算に伴う国保連合会からの返還金として2,436万7,000円を追加するものです。

歳出では、制度改正に伴うシステム改修費として49万5,000円、令和元年度から令和3年度までの滋賀県国保保険給付費等精算に伴う普通交付金返還金3,598万3,000円、令和3年度決算剰余金のうち、4,200万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるものです。

次に、議第81号令和3年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに1,696万2,000円を追加するものです。

主な補正の内容としましては、令和3年度の出納整理期間中に収入いたしました保険料について、後期高齢者医療広域連合納付金で令和4年度納付金を1,588万3,000円追加するとともに、令和3年度一般会計から繰り入れた人件費等を実績に基づき精算するため、一般会計繰出金を107万9,000円追加するものです。

次に、議第82号令和4年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに3億4,482万5,000円を増額するものです。

主な内容としましては、歳入では、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の実績に伴う繰入金192万6,000円を増額するほか、繰越金において、令和3年度決算剰余金3億4,289万9,000円を増額しようとするものです。

歳出では、令和3年度の介護給付費・地域支援事業費の確定に伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に対し超過交付分を返還するため、諸支出金において、返還金3,869万円を増額し、一般会計への繰出金を1億645万8,000円増額しようとするものです。また、基金積立金において、繰越金を介護給付費準備基金積立金へ積み立てるため、1億9,967万7,000円を増額しようとするものです。

次に、議第83号令和4年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに287万3,000円を増額するものです。

主な補正の内容としましては、令和3年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金として287万3,000円を増額し、歳出として墓地公園整備基金積立金を増額するものです。

次に、議第84号令和4年度工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれから171万4,000円を減額するものです。

主な補正の内容としましては、地域開発事業借換債の新規発行に係る限度額を変更するもので、歳出について、前年度の地域開発事業借換債利子が確定したことに伴い、長期債利子を減額し、歳入について、市債を相当額減額するものです。

次に、議第85号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナ対応に係る予算を計上するとともに、現施設の修繕、改修工事に係る予算を計上するものです。

主な内容は、収益的収入で、新型コロナ入院病床確保補助金2億8,215万4,000円を計上し、収益的支出で現施設の修繕費4,000万円を増額します。

また、資本的支出では、現施設の空調設備改修設計委託料として1,000万円、高圧受電設備改修工事費として1,650万円を計上し、これらに対する一般会計からの出資金1,325万円を資本的収入に計上します。

加えて、資本的支出に、県からの要請を受けて今後予定している新型コロナ透析患者の受入れの際に必要な機器備品購入費を4,000万円計上し、この財源として資本的収入で県補助金3,000万円と企業債1,000万円を計上します。

なお、高圧受電設備改修工事については、令和5年度までの債務負担行為予算を併せて提案するものです。

以上、議第79号から議第80号までの各会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議第86号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、令和3年8月の人事院による公務員人事管理に関する報告等の中で示された妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和や規則の柔軟化、また育児休業の取得回数の制限の緩和に関し、国家公務員に対し講じられる措置との権衡を踏まえ、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和4年10月1日から施行します。

次に、議第87号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、70歳から74歳までのひとり暮らし高齢寡婦の対象者に関する規定を分かりやすい規定となるよう見直すこと、また法改正により医療機関等の窓口における高齢者の自己負担割合に新たな区分が追加されたことに対応するため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

次に、議第88号野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、70歳から74歳までの低所得老人等の対象者に関する規定を分かりやすい規定となるよう見直すこと、また法改正により医療機関等の窓口における高齢者の自己負担割合に新たな区分が追加されたことに対応するため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和4年10月1日から施行します。

次に、議第89号野洲市景観条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、良好な景観の形成を図るため、地上に設置される太陽光発電設備で、一定規模以上の新設等の行為を届け出の対象に追加するため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和5年1月1日から施行します。

次に、議第90号工事請負契約について（市営住宅永原第2団地4号棟新築（建築主体）工事）についてご説明申し上げます。

永原第2団地4号棟は昭和48年に建築され、建築から約48年余りが経過し、老朽化が進んでいるため、野洲市営住宅長寿命化計画では永原第2団地4号棟を建て替えが必要

な住宅として位置づけており、令和3年度に解体工事、令和4年度、5年度に新築工事を行うこととしています。

このことから、新たに永原第2団地4号棟の住宅を整備するため、去る8月5日に執行した一般競争入札の結果、請負金額4億9,060万円、請負者を株式会社フジサワ建設代表取締役、藤澤正幸と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものです。

次に、議第91号令和3年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、令和3年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金2億6,786万2,550円のうち、5,000万円を更新事業の財源に充てるため建設改良積立金に積み立て、建設改良費に使用した7,312万6,472円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議第92号令和3年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、令和3年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金3億9,591万8,762円のうち、2億円を企業債償還の財源に充てるため減債積立金に積み立て、企業債償還のため使用した1億円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議決を求めるものです。

次に、議第93号令和3年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、令和3年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金16億5,652万1,847円のうち、3億円を企業債償還に充てるため減債積立金に、3億円を将来の欠損に備えるため利益積立金に、2億3,000万円を建設改良費等の財源に充てるため建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） ただいま提案理由の説明をさせていただきましたところで、3か所修正させていただく箇所がございますので、修正させていただきます。

まず、議第69号で申し上げました、決算総額としては前年度比で約38億1,556万円の減額となりましたというところを増額というふうに申し上げてしまいました。減額の訂正でございます。

それと議第80号でございますが、令和3年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）というところは令和4年度でございます。令和3年度ではなく、令和4年度でございます。

同じく議第81号におきましても、令和3年度と申し上げましたが、令和4年度の間違いでございます。修正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第69号から議第78号までの決算認定について、代表監査委員の久松信治氏より、審査結果の報告を求めます。

久松監査委員。

○代表監査委員（久松信治君） 議員の皆様、おはようございます。代表監査委員の久松でございます。

それでは、令和3年度野洲市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査の概要につきまして、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、審査に付されました令和3年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について、その内容を詳細に審査しましたところ、決算並びに附属書類とも、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき、適正に執行されたものと認められました。

一般会計では、市税において法人市民税が減少したものの、事業者の投資が堅調であったことから固定資産税で約1億3,000万円の増収となり、市税全体では前年度に比べ約1,300万円の増収となったこともあり、財政調整基金からの取り崩しも最小限に留められ、健全な財政運営に努められました。

その結果、一般会計を含め、全ての特別会計において実質収支は黒字決算となっており、順調な決算と言えます。

なお、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、前年度から2.1ポイントの減少、91.4%となっていますが、交付税の一時的増額により改善されたもので、引き続き財政運営の硬直化や将来の財政負担に留意すべきものと考えられ、行財政改革の取り組みを継続的に進める必要があると考えます。

こうしたことから、行財政運営にあたっては、多様化する市民ニーズを的確に捉え、事業の必要性、費用対効果を総合的に判断し、財源の確保と適切な予算執行により、一層の経費削減に努められ、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりの実現に向け努力されることを期待しています。

次に、地方公営企業法の規定に基づき、審査に付されました水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の決算並びに附属書類の内容を審査しました結果につきまして、ともに関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状況は適正と認めました。

水道事業会計では、収益を上げるために、特に有収率の向上を図ることが重要なことから、今後も漏水調査と対策を講じながら、計画的に老朽管の更新事業を進められるとともに、常に企業としての経済性を認識し、更なる経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を発揮し、市民に安心・安全・安定した水の供給に努められることを期待します。

下水道事業会計においては、不明水対策に積極的に努めるとともに、費用面で、管渠の長寿命化事業整備に多額の経費が見込まれるうえ、企業債の多額の償還が残っているなど、今後とも経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を推進し、徹底した経営基盤の強化に取り組まれることを期待します。

病院事業会計においては、営業面で約13億3,100万円の純利益となり、病院運営の効率性を示す病床稼働率については、新型コロナ関連病床を除き81.7%となり、目標とする80%を達成されました。

委託事業では、「野洲市民病院整備基本構想・基本計画書（案）」の作成が進められましたが、契約上の整備場所が変更されたことにより、当初の目的を外れ、成案には至りませんでした。より計画的に慎重かつ丁寧に進められるべきであったと考えます。

市民病院建設事業は本市の最重要課題であり、今後、市民の期待する病院建設に向けて、丁寧かつ合理的な説明のもと、早期実現に向けた取り組みが必要と考えます。また、新型コロナウイルス感染症対策等、病院を取り巻く環境はめまぐるしく変化していく中、今後の病院事業の運営に当たっては、これら変化に柔軟に対応すべく、弾力的かつ効果的・効率的な経営を進められ、市民の地域医療を担う中核的医療拠点として市立野洲病院が運営されることを願うものです。

最後に、8月4日に実施しました令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について報告させていただきます。

結論から申し上げますと、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を満たしており、特に指摘すべき事項はありませんでした。

健全化判断比率では、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、全会計とも収支は黒字となっており、比率としては表れませんでした。

実質公債費比率は8.3%で、昨年度の8.5%より0.2ポイント減少し、早期健全化基準の25%を下回っており、可としました。

将来負担比率は、50.5%で、昨年度の66.3%から15.8ポイント減少するとともに、早期健全化基準の350%を大きく下回っており、可としました。

また、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及び工業団地等整備事業特別会計とも資金不足は発生しておらず、可と認められました。

以上、令和3年度野洲市一般会計・各特別会計及び公営企業会計決算並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の意見とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元の「令和3年度野洲市一般会計・各特別会計及び基金運用状況並びに公営企業会計決算審査意見書並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書」に記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、よろしく申し上げます。

(日程第4)

○議長(荒川泰宏君) 日程第4、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議第69号から議第78号までの議案の審査等を行うため、委員会条例第6条の規定により、16人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、議第69号から議第78号までの議案の審査等を行うため、16人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員及び本職を除く16人の議員を指名いたしたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議会議長選出監査委員及び本職を除く16人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。これより、決算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきます。再開時刻は追って連絡いたします。

(午前 9時50分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われ、結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

決算特別委員会委員長に第13番、鈴木市朗議員、副委員長に第15番、橋俊明議員、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明8月31日から9月5日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。明8月31日から9月5日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月6日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。(午前10時31分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年8月30日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 木下伸一

署名議員 津村俊二